

# 東和病院通所リハビリテーション 事故発生防止指針

## 第1条(目的)

本指針は、通所リハビリテーションにおける事故の未然防止および発生時の適切な対応を定め、利用者の安全確保とサービスの質の向上を図ることを目的とする。

## 第2条(基本方針)

- 利用者の尊厳と安全を最優先とする
- 事故は「起こり得るもの」と認識し、予防を徹底する
- ヒヤリハットを積極的に収集し再発防止につなげる
- 職員全員が安全管理の担い手であると認識する

## 第3条(事故の定義)

本指針における事故とは、以下を含むものとする。

- 転倒・転落
- 誤嚥・窒息
- 送迎時の事故
- 誤薬・服薬ミス
- 利用者同士・職員とのトラブル
- 機器・設備による事故
- その他、身体・精神に影響を及ぼす事象

※ヒヤリハット(事故に至らなかった事例)も対象とする

## 第4条(事故防止体制)

1. 管理者を責任者とする安全管理体制を構築
  2. 事故防止委員会の設置(※兼務可)
    - 構成:管理者、リハ職、看護職、介護職 等
  3. 定期的な会議(月1回以上)
  4. 役割分担の明確化
- 

## 第5条(事故予防の具体策)

### 1. 利用者ごとのリスク管理

- 転倒リスク評価(初回・定期)
- 既往歴・服薬状況の把握
- 個別リハ計画への反映

### 2. 環境整備

- 手すり・段差の確認
- 床の滑り防止
- 車椅子・歩行器の点検
- 福祉用具の適正使用

### 3. 介助・見守り

- 移乗・移動時の適切な介助
- 入浴・トイレ時の見守り強化
- 食事時の誤嚥予防(姿勢・形態)

### 4. 送迎時

- シートベルト確認
- 乗降時の介助徹底
- 送迎ルート・時間管理

---

## 第 6 条(事故発生時の対応)

1. 安全確保・応急処置
  2. 医療機関への連絡(必要時)
  3. 家族への連絡
  4. 管理者への報告
  5. 関係機関への報告(必要時)
  6. 事故報告書の作成
- 

## 第 7 条(報告・記録)

- 事故・ヒヤリハットは全件記録
  - 所定様式で速やかに報告
  - 記録は 5 年間保存(推奨)
- 

## 第 8 条(再発防止)

1. 事故原因の分析(人的・環境・制度)
  2. 再発防止策の検討
  3. 職員への周知徹底
  4. 必要に応じてマニュアル改訂
- 

## 第 9 条(研修)

- 年 1 回以上の事故防止研修実施
- 新人職員への初期研修
- 内容:転倒予防、誤嚥防止、送迎安全 等

---

## 第 10 条(情報共有)

- ミーティングでの注意喚起
- 事故・ヒヤリハット事例の共有

---

## 第 11 条(指針の見直し)

- 年 1 回以上見直し
- 法改正・事故発生時に随時改訂

東和病院 通所リハビリテーション  
管理者 糸田川 隼也